## 2. 単位当たり共済金額(1kg当たり)

(1) 半相殺方式・全相殺方式に係る単位当たり共済金額

畄	(\f	Ш
- P-/	11/	

. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(2)   16000000 = 2100000000000000000000000000000					
1類 秋期に播種す	対象麦(パンま	たは中華麺用)	付象麦(パンまた	は中華麺用以外)	種子麦	対象麦以外
る小麦	課税対象	免税対象	課税対象	免税対象	但 〕 及	N 家 及 以 / 下
第1位	134	141	92	99	171	18
第2位	115	121	80	86	154	14
第3位	95	100	67	72	137	9
第4位	76	80	55	59	120	
第5位	57	59	43	45	103	
第6位	37	39	30	32	86	
第7位	18	18	18	18	68	
第8位	14	14	14	14	51	
第9位	9	9	9	9	34	

5類 秋期に播種す	対象	象麦	ビール麦	種子用麦	対象麦以外
る二条大麦	課税対象	免税対象	したが及	俚	N 豕 及 丛 介
第1位	119	126	137	263	15
第2位	102	108	123	237	11
第3位	84	89	110	210	8
第4位	67	71	96	184	
第5位	50	52	82	158	
第6位	32	34	69	132	
第7位	15	15	55	105	
第8位	11	11	41	79	
第9位	8	8	27	53	

12類 秋期に播種		象麦	種子用麦	対象麦以外
する裸麦	課税対象	免税対象	压 1 7 13 2	7,3,2,5,5,7
第1位	133	142	214	16
第2位	114	121	193	12
第3位	94	100	171	8
第4位	75	79	150	
第5位	55	58	128	
第6位	36	37	107	
第7位	16	16	86	
第8位	12	12	64	
第9位	8	8	43	

## (2) 地域インデックス方式に係る単位当たり共済金額

11/	11.		$\overline{}$
<b>= =</b> 1	$\overline{V}$	•	ш
<del></del>	11/-		1 1

(3) 20 34 1 4 7 7 7	ノングをはらから十世					十四.11
3類 田で耕作する				は中華麺用以外)	種子麦	対象麦以外
秋期に播種する小麦	課税対象	免税対象	課税対象	免税対象	1里 1 久	/ 13/00/19
第1位	134	141	92	99	171	18
第2位	115	121	80	86	154	14
第3位	95	100	67	72	137	9
第4位	76	80	55	59	120	
第5位	57	59	43	45	103	
第6位	37	39	30	32	86	
第7位	18	18	18	18	68	
第8位	14	14	14	14	51	
第9位	9	9	9	9	34	

4類 畑で耕作する	対象麦(パンま	たは中華麺用)	対象麦(パンまた	は中華麺用以外)	種子麦	対象麦以外
秋期に播種する小麦	課税対象	免税対象	課税対象	免税対象	性丁及	N 多及以外
第1位	134	141	92	99	171	18
第2位	115	121	80	86	154	14
第3位	95	100	67	72	137	9
第4位	76	80	55	59	120	
第5位	57	59	43	45	103	
第6位	37	39	30	32	86	
第7位	18	18	18	18	68	
第8位	14	14	14	14	51	
第9位	9	9	9	9	34	

7類 田で耕作する		象麦	ビール麦	種子用麦	対象麦以外
秋期に播種する二条大麦	課税対象	免税対象	[	1至 1 /11 及	/ 13/0//
第1位	119	126	137	263	15
第2位	102	108	123	237	11
第3位	84	89	110	210	8
第4位	67	71	96	184	
第5位	50	52	82	158	
第6位	32	34	69	132	
第7位	15	15	55	105	
第8位	11	11	41	79	
第9位	8	8	27	53	

8類 畑で耕作する 秋期に播種する二条大麦	対象 課税対象	象麦 免税対象	ビール麦	種子用麦	対象麦以外
第1位	119	126	137	263	15
第2位	102	108	123	237	11
第3位	84	89	110	210	8
第4位	67	71	96	184	
第5位	50	52	82	158	
第6位	32	34	69	132	
第7位	15	15	55	105	
第8位	11	11	41	79	
第9位	8	8	27	53	

13類 田で耕作する 裸麦	対象 課税対象	象麦 免税対象	種子用麦	対象麦以外
第1位	133	142	214	16
第2位	114	121	193	12
第3位	94	100	171	8
第4位	75	79	150	
第5位	55	58	128	
第6位	36	37	107	
第7位	16	16	86	
第8位	12	12	64	
第9位	8	8	43	

14類 畑で耕作する 裸麦	対의 課税対象	象麦 免税対象	種子用麦	対象麦以外
第1位	133	142	214	16
第2位	114	121	193	12
第3位	94	100	171	8
第4位	75	79	150	
第5位	55	58	128	
第6位	36	37	107	
第7位	16	16	86	
第8位	12	12	64	
第9位	8	8	43	

<sup>\*1</sup> この表において「対象麦」とは、対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成 18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法 第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。)が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。